



法改正への対応待ったなし!義務化への対応準備はお済みですか?

# 同一労働同一賃金

会場  
開催

12月17日(木)

15:00~17:00

受付開始14:30より  
会場:藤沢商工会議所

オンライン  
開催

12月22日(火)

17:00~18:30

入場開始16:45より  
会場:オンライン(zoom使用)

どちらも 参加費無料

~判例に基づく中小企業法改正対応の実務~

10月最高裁  
判決対応

義務化に向けた  
対応方法

自社に必要な  
実務対応

従業員への  
説明義務対応

弊所では、企業経営者様、部門担当者様に、問題社員対応、ハラスメント等の労務分野を始めとする企業法務に関する幅広いテーマのセミナーを定期開催しています。今回のテーマである、2021年4月より中小企業にも適用となり対応必須となる同一労働同一賃金の法改正は、パートや契約社員のみならず、定年後の継続雇用者や派遣労働者の待遇差の是正も求められる重要なものとなっています。そして今回のテーマに関連して本年10月15日に日本郵政事件・メトロコマース事件・大阪医科薬科大学事件の最高裁判決が出揃いました。本格的に実務対応が待ったなしの状況に備えて、本セミナーでは最高裁判決を踏まえ4月の法改正適用に間に合うように自社での対応方法について解説します。

お申込みは下記を記載のうえ、FAXでご送信下さい。FAX:0466-53-9341

ご参加日程	<input type="checkbox"/> 12月17日(木)@藤沢商工会議所 <input type="checkbox"/> 12月22日(火)@オンライン(ZOOM)		
	<small>※両日程同一の内容となります</small>		
貴社名	参加者名	参加人数:	
メールアドレス	@		
ご住所	電話番号		

予約フォームからの  
お申込み  
<https://crflo.com/seminar>



詳細は裏面をご覧ください

# セミナー概要

## セミナー 解説内容

### ▶ 論点整理

パートタイム・有期雇用労働法概説  
同一労働同一賃金ガイドラインの解説

### ▶ 実務上の対応方法

各手当ごとの検討ポイント  
待遇規定の作成  
従業員への説明義務について

### ▶ 重要判例解説

日本郵便事件最高裁判決  
判決概要・実務対応

大阪医科薬科大学事件最高裁判決  
判決概要・実務対応

メトロコマース事件最高裁判決  
判決概要・実務対応

## 開催事項

### 会場開催

【日時】 2020年12月17日(木)15時~17時 受付時間  
14時半~

【会場】 藤沢商工会議所301会議室  
〒251-0052  
神奈川県藤沢市藤沢607-1

【受講料】 無料 (定員24名)

申込締切  
12月15日(火)

### オンライン開催

【日時】 2020年12月22日(火)17時~18時半 入場開始  
16時45分

【会場】 オンライン (zoom使用)

【受講料】 無料

申込締切  
12月18日(金)

※両日程同一の内容と  
なりますのでどちらかに  
ご参加下さい

## 講師ご挨拶

神奈川県弁護士会所属



シーライト藤沢法律事務所  
代表弁護士 阿部 貴之

弁護士法人シーライト藤沢法律事務所 代表弁護士の阿部貴之と申します。

私は東京都労働委員会で労使交渉の調停業務等に携わりました。企業側経営者様の視点、企業側人事労務担当者 (Human Resource management担当者) の視点、労働者・労働組合の視点をもって、それぞれの利害調整に関与した実績があります。人事・労務管理担当者の方の負担を軽減し、よりよい職場環境の構築を目指し、一人あたりの生産性を高め、売上や利益の面で、貴社のかかえる問題解決に貢献します。民法・会社法・各種業法だけでなく、労働法、労働実務、人事労務管理問題に精通しておりますので、お気軽にご相談下さい。



シーライト藤沢法律事務所  
弁護士 嶋崎 禎紀

弁護士の嶋崎禎紀と申します。

学生時代から人事労務管理の問題に興味があり、司法試験では労働法を選択しました。残業代、懲戒、解雇のトラブルは、その労働者自身の問題ももちろんありますが、会社の人事制度・労務管理に問題があることも少なくありません。近年、時間外労働の上限規制、年次有給休暇の時季指定義務 (労働者に対して有給休暇を与える義務) づけ等、労働時間に対する規制が厳格化しています。そのため、今後、残業代トラブルの増加が予測されます。また、長時間労働を是正しつつも生産性を高める人事制度・労務管理を考案することがどの会社においても必須のことになります。残業代請求等の訴訟対応のみならず、より広く人事・労務制度の構築等にも対応してまいりたいと思いますので、お気軽にご相談ください。

## メルマガご案内

弊所では、企業経営で必要となる情報や、弊所セミナーの開催情報を、定期的にメールマガジンで配信しております。会社経営において、法的リスクから守り、経営を盤石にする視点でお送りをさせていただきます。右記のQRコードよりご登録をいただき、御社の健全な事業活動の発展にお役立ていただけますと幸いです。



<https://fujisawa-roumu.com/mlformn>



弁護士法人 シーライト藤沢法律事務所

〒251-0025 神奈川県藤沢市鵜沼石上1-5-4大樹生命藤沢ビル2階 TEL:0466-53-9340